

消防消第59号  
平成29年4月1日

各都道府県知事 殿

消防庁長官

### 消防の連携・協力の推進について

我が国において人口減少が進行し人的・財政的な資源に限られる一方、住民の生命・身体・財産を守る消防は、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、火山災害、テロ災害等の複雑化・多様化する災害にも適切に対応していくため、その体制を整備・確立していくことが求められます。

こうした観点から、消防庁では、第28次消防審議会に対し「人口減少や災害の多様化等社会環境の変化に対応し、必要となる消防力を維持していくための消防体制のあり方等」について諮問し、今般、「消防の広域化及び連携・協力に関する答申」が取りまとめられました。

これを受け、消防庁においては、消防の広域化について、消防体制の整備・確立に向けて最も有効なものとして推進していくとともに、消防の広域化にはなお時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとし、別添のとおり、市町村の消防の連携・協力に関する基本的な指針を示すこととしました。

貴職におかれましては、引き続き、消防の広域化を推進していただくとともに、本指針を踏まえ、地域の実情に応じて、消防の連携・協力を推進していただくようお願いいたします。また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

また、「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」（平成17年7月15日付け消防消第141号消防庁次長通知）については、廃止することとします。

消防庁消防・救急課

担当：稲木、伊藤、井木、谷口

T E L : 03-5253-7522

M A I L : [keibou@ml.soumu.go.jp](mailto:keibou@ml.soumu.go.jp)

## 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針

### 第1 消防の連携・協力についての基本的な考え方

#### 1 消防をとりまく課題とその対応方策

人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる一方で、消防は、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、火山災害、テロ災害等の複雑化・多様化する災害に適切に対応していかなければならない。

消防は、今後とも、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していく必要がある。

そのため、常備消防は、社会経済情勢の変化、各般の技術の進展等に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていかなければならない。

これまで、消防庁では、常備消防の体制の整備・確立については、「消防の広域化」（消防組織法の規定に基づき実施される消防組織の統合を行うもの。以下同じ。）を推進してきたところであり、最も有効な方策である消防の広域化については、より積極的に進めていくこととする。

一方で、消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力すること（以下「消防の連携・協力」という。）により、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能となる。

#### 2 消防の連携・協力の推進

##### (1) 消防の連携・協力の必要性等

###### (ア) 必要性と効果

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要である。

消防の連携・協力による効果は、連携・協力を行う消防事務の種類やその方式によって様々だが、一般的に、

- 災害対応能力の向上
- 施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- 人員の効率的な配置、現場要員の増強（※）
- 消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上（※）

といった効果がある。（※）の事項については、消防の広域化を行った

場合と異なり、その効果は消防の連携・協力を行う消防事務（指令の共同運用における指令業務など）にとどまるものの、当該事務の範囲では十分な効果が得られる。）

このように、消防の連携・協力による人的・財政的な資源の効率的な活用によって、現場要員の増強など消防力を充実強化することができる。

さらに、消防の連携・協力を進めていくことで、

- 職員間のつながり、意識の共有
- 広域的に消防事務を行うことの効果の実感
- 共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

等の広域化を実現していくための下地が作られることとなる。こうしたことを契機として、消防力の確保・充実の方策としてより有効である消防の広域化を目指すことが適当である。

#### （イ）連携・協力を進める上で留意すべき事項

- 消防力を充実強化していくことは喫緊の課題であり、実施することが可能な消防の連携・協力については早期に順次実施していくこと。
- 消防の連携・協力を進めるにあたっては、都道府県の境界を越えて、地理的なメリットのある消防本部間での連携・協力を検討すること。
- 複雑化・多様化する災害に対応できる高度かつ専門的な消防体制を確保するためには、地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心となり、近隣の消防本部との広域的な連携を図ること。
- 住民の防災意識が低下し、地域防災力の低下につながるようなことのないよう、地域の住民や企業などの自発的な防災活動への参加を継続して推進するなど、地域防災力を向上させるために、常備消防がさらに積極的に取り組んでいくこと。

#### （2）消防の連携・協力の推進方策

消防の連携・協力を推進するため、消防の連携・協力の実施主体となる市町村、都道府県及び国はそれぞれ以下の役割を果たすこととする。

##### （ア）市町村の役割

市町村は、消防の連携・協力を行おうとするときは、協議により消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を作成するものとする。

連携・協力実施計画には、おおむね以下の事項について定めるものとする。

- 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

- 連携・協力をを行う消防事務の内容及び方法
- 連携・協力をを行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

市町村は、別紙「連携・協力実施計画に定める事項について」を参考にし、管内の消防需要等の情勢分析を適切に行った上で、連携・協力実施計画を作成するものとする。

#### (イ) 都道府県の役割

都道府県は、消防組織法に基づき広域化を推進すべき立場であり、また、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する観点から、消防の連携・協力について、組合せを示す等の計画の策定は行わないこととするが、管内の市町村の消防の連携・協力の取組について、必要な調整を行う等、都道府県は広域的な地方公共団体としてリーダーシップを発揮するものとする。

#### (ウ) 消防庁の役割

消防の連携・協力の具体的なメリットや、連携・協力する消防事務の具体的内容と当該連携・協力を実施するための地方自治法上の手法について、各消防本部の十分な理解を得ることが必要であり、そのため、消防庁において、全国レベルでの研修会の開催、個別の消防本部に対する働きかけやアドバイザーの派遣などソフト面の支援を積極的に行うこととする。

また、消防の連携・協力をを行う地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、次の財政措置を講じる。

- 連携・協力をを行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する高機能消防指令センターの整備・改修について緊急防災・減災事業債の対象とする。
- 連携・協力をを行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する消防用車両等の整備について防災対策事業債の対象とする。

#### (3) 消防の連携・協力の具体例

消防の連携・協力を実施するにあたっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する市町村において積極的な検討を実施していくことが必要である。

地域における検討の参考となるよう、下の(ア)～(カ)のとおり消防の連携・協力の具体例を示す。なお、消防の連携・協力は、以下の6つの

例以外のものも考えられ、消防体制の整備・確立に向けて地域の自主的かつ積極的な検討が必要となる。

#### (ア) 指令の共同運用

指令の共同運用は、既に多くの消防本部で実施されているが、全国的な広がりには依然として不十分であり、消防の連携・協力の一類型として、今後も積極的に検討を進めていく必要がある。

指令の共同運用を行うことで、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されることや、消防本部間で災害情報の様式を統一することによって、災害情報の統計資料としての活用も容易になること等の効果がある。

なお、指令の共同運用の実施に際しては、ゼロ隊運用や直近指令による自動応援を併せて行うことで、地域の消防体制の向上に一層資するものとなる。既に指令の共同運用を実施している消防本部も含め、自動応援等を活用したより効果的・効率的な部隊運用について検討することが望ましい。

また、指令の共同運用は、原則として都道府県で一つの指令センターとすることが望ましく、地理的な事情等によりそれが困難な場合であっても、できる限り広域的な範囲での共同運用を目指すことが必要である。

#### (イ) 消防用車両の共同整備

はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両については、一定の圏域内で共同して整備し、当該圏域内の事案に対して出動する体制とすることによって、車両の購入費・維持管理費を効率化することができる。

また、複数の消防本部で共同整備することで、より高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できる。

#### (ウ) 境界付近における消防署所の共同設置

消防本部の管轄の境界付近において複数の消防本部がそれぞれ署所を配置しており、圏域全体で考えると非効率な配置になっている場合がある。こうした場合においては、署所を共同で設置することで、効果的・効率的に境界付近の消防力を確保することができる。

#### (エ) 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における

### 消防の連携・協力

予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要がある。

また、一定の圏域内で消防の連携・協力を実施することによって、ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上が図られる。

#### (オ) 専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることができる。

#### (カ) 応援計画の見直し等による消防力の強化

複数の消防本部が連携・協力して、応援計画の見直しや訓練の実施、車両・資機材の配備調整を行うことにより、大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集結させ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性あるものとすることができる。

※ なお、上の（ア）～（カ）に係る地方自治法及び消防組織法上の連携・協力手法の例については、参考資料を参照すること。

#### (4) 連携・協力実施計画と広域化推進計画の関係

消防の連携・協力については、都道府県は計画を策定せず、消防の連携・協力を行う市町村の組合せは市町村の自主的な判断に基づくこととなるため、都道府県が広域化推進計画に定める広域化の組合せと異なる組合せで消防の連携・協力が検討され、実施される場合が想定される。

こうした場合においても、将来、当該消防の連携・協力の組合せで広域化が行われることが確実になった場合には、都道府県が広域化推進計画を変更する必要性が生じるため、その場合には、適切に対応すること。

## 第2 消防の連携・協力を推進する期間

消防の連携・協力に係る積極的な取組を促す観点から、推進期間を設けて取り組むこととする。

大規模災害やテロ災害は全国どの地域において、いつ発生してもおかしくないことから、早急な消防の連携・協力の取組が必要である。一方、消防の連携・

協力の実施にあたっては一定の準備期間も必要であることから、消防の連携・協力の推進期間については、消防の広域化の推進期間も踏まえ、平成29年4月1日から平成35年4月1日までの6年間とする。

### 第3 市町村が連携・協力実施計画を作成する際の留意事項

#### 1 検討体制の整備

消防事務は、住民の生命、身体及び財産を保護するという最も基本的なサービスであり、サービスを直接受ける住民に大きな影響を与えるものであるため、消防の連携・協力を検討する際には、関係消防本部のみならず、必要に応じて都道府県、市町村、消防団、自主防災組織、学識経験者等の多様な主体が参画する協議機関を設けることも考えられる。

なお、その際の協議機関としては、地方自治法252条の2の2に基づく協議会のほか、任意の協議組織を設けることも考えられる。

#### 2 連携・協力実施計画の早期の策定

消防の連携・協力の推進による消防力の確保・充実をいち早く実現するために、各消防本部においては、消防の連携・協力を実施しようとする場合には、できる限り早期に連携・協力実施計画を作成することが望ましい。

#### 3 モデル事業の実施結果を踏まえた検討

消防の連携・協力について、具体的な先進事例を積み上げ、より効果的な推進につなげるため、国の委託事業として、平成29年度に連携・協力のモデル構築事業を実施するので、その状況も参考にしながら計画を作成すること。

地方自治法及び消防組織法上の連携・協力手法の例

|  | 地方自治法(昭和22年法律第67号)  |                          |  |                      |                                   |                       | 消防<br>組織法<br>(昭和22年<br>法律第226号) |
|--|---------------------|--------------------------|--|----------------------|-----------------------------------|-----------------------|---------------------------------|
|  | 連携協約<br><br>第252条の2 | 協議会<br><br>第252条の2の<br>2 | 機関等の共<br>同設置<br>(内部組織の<br>共同設置)<br><br>第252条の7 | 事務委託<br><br>第252条の14 | 事務の代替<br>執行<br><br>第252条の16<br>の2 | 職員の派遣<br><br>第252条の17 | 相互応援協<br>定<br><br>第39条第2項       |
| (ア)<br>指令の共同運用   | ○                   | ○                        | ○  | ○                    | ○                                 |                       |                                 |
| (イ)<br>消防用車両の共同<br>整備  | ○                   |                          |  | ○                    | ○                                 |                       |                                 |
| (ウ)<br>境界付近における消<br>防署所の共同設置                                   | ○                   |                          | ○  | ○                    | ○                                 |                       |                                 |
| (エ)<br>高度・専門的な違反<br>処理や特殊な火災原<br>因調査等の予防業<br>務における消防の連<br>携・協力 |                     | ○                        |  |                      | ○                                 | ○                     | ○                               |
| (オ)<br>専門的な人材育成の<br>推進   | ○                   | ○                        |  | ○                    |                                   | ○                     | ○                               |
| (カ)<br>応援計画の見直し等<br>による消防力の強化                                  |                     |                          |  |                      |                                   |                       | ○                               |

「○」：活用が想定される主な手法



## 別紙

### 連携・協力実施計画に定める事項について

消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）に定めるべき事項については、以下のとおりとする。

なお、各地域の実情に応じ、その他の事項について定めることも差し支えない。

#### 1 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

##### (1) 連携・協力を行おうとする地域における消防の現況・課題、将来予測

消防の連携・協力の実施を検討するにあたり、まず、連携・協力を行おうとする地域の各消防本部の消防力・消防需要の現況や課題、将来予測を分析しておくことが必要であり、具体的には、

- ・ 消防需要の現況と将来予測
- ・ 消防力の現況と将来予測
- ・ 財政の現況と将来予測
- ・ 組織・人員の現況と将来予測

等について分析の上、計画に記載する。

##### (2) 連携・協力実施後の消防についての基本的な方針

(1) の分析を踏まえ、連携・協力によって目指すべき消防の姿についての基本的な考え方を定めておく。

具体的には、連携・協力の実施によって、初動対応部隊の増強、特殊な車両の整備等による災害対応能力の向上、現場到着時間の短縮、人材育成の充実等の目指すべき消防の姿について、基本的な方針を定めることが考えられる。また、連携・協力を契機として、他の消防事務の連携・協力をさらに進めていくことや、将来的な広域化に向けた議論を進めていくということを内容に盛り込むことも考えられる。

##### (3) 連携・協力実施の検討体制

連携・協力の実施までの準備期間において関係消防本部が協議する体制について定める。また、連携・協力の実施後において各種事項を調整する際の協議体制についても定める。

#### (4) 実施スケジュール

消防の連携・協力の実施にあたっては、各消防本部における組織体制の変更や車両・施設等の整備等を計画的に進めるため、予めスケジュールを定める。

また、連携・協力する事務が複数ある場合には、事務ごとの実施時期についても明確にする。

### 2 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

消防事務のうち、連携・協力を行う事務の内容及び方法について、連携・協力を実施する消防事務ごとに次の(1)から(6)までの事項が明確になるよう計画に定める。

#### (1) 連携・協力を行う消防事務の内容

連携・協力を行う事務の内容を明示する。

#### (2) 連携・協力を行う地域

境界付近における消防署所の共同設置など、一部の地域に限定して連携・協力を行う場合、連携・協力を実施する地域を明確にする。

#### (3) 連携・協力を行う方法

(1) で定めた連携・協力を行う消防事務ごとに、活用する地方自治法又は消防組織法上の方法を明示する。

#### (4) 連携・協用に要する人員の配置

連携・協力を行う消防事務に従事する人員の必要数及び配置部署並びに各本部から派遣する人員数について定める。

#### (5) 連携・協用に伴う車両、施設等の整備計画

連携・協力を行う消防事務に直接関係する車両、施設等の整備計画について定める。

#### (6) 連携・協用に係る費用の見通しと分担方法

連携・協用に実施するにあたり必要となる人件費、車両・施設等の整備費、維持管理費等について、総額の見通しと消防本部間での分担方法について定める。

### 3 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

連携・協力の実施にあたって、連携・協力を実施していない他の消防事務との連携を十分に確保しておくことが必要であり、情報の共有・伝達体制の整備方法等、管内の消防事務全体を円滑に実施するために必要となる事項について定める。